

熊本県林業研究・研修センター設備使用等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 熊本県林業研究・研修センター（以下「センター」という。）の設備の利用及び試験等の依頼については、熊本県林業研究・研修センター条例（昭和36年熊本県条例第23号）及び熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(設備の使用)

第2条 センターの設備を使用しようとする者は、設備使用許可申請書（別記第1号様式）をセンターの所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、センターの業務に支障のない限り前項の申請に応じなければならない。

3 所長は、第1項の申請に応じたときは、設備使用許可書（別記第2号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

(設備の使用時間)

第3条 センターの設備の使用時間は、原則として熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

(設備の使用上の遵守事項)

第4条 センターの設備の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) あらかじめその設備使用に練達した者を選任し、その設備の使用に当たらせること。

(2) 特に定める工具及び測定器具以外については、持参すること。

(3) 設備は、原則として1人で同時に2台以上を使用しないこと。

(4) 設備の使用中に設備の故障その他の異常を発見したときは、速やかにセンターの担当者に連絡し、その指示を受けること。

(5) 材料の持ち込みは、当日の設備の使用に必要なもののみとし、使用者の責任においてこれを管理すること。

(6) 設備の使用終了後は作業環境を整備し、センターの担当者に連絡のうえ、点検を受けること。

(損害賠償)

第5条 使用者の責めに帰すべき理由によって、県又は使用者以外のものが被った損害については、使用者が賠償の責めを負うものとする。

(試験の依頼)

第6条 センターに試験を依頼しようとする者は、試験依頼書（別記第3号様式）に現品を添えて、所長に提出しなければならない。

2 前項の試験依頼書は、1件ごとに提出しなければならない。

3 所長は、必要があるときは、第1項の現品の数量を指定することができる。

4 所長は、試験を行う必要がないと認めるとき、又はこれを行うことができないときは、依頼に応じないことができる。

(成績書の交付等)

第7条 所長は、試験が終了したとき、試験成績書（別記第4号様式）を前項の依頼者に交付するものとする。

2 前項の試験成績書の複本を必要とする者は、次のいずれの手続きをとらなければならない。

(1) 試験依頼書に必要とする成績書の複本の種類及び数量を記入すること。

(2) 試験成績複本交付申請書（別記第5号様式）を所長に提出すること。

(現品の不返還等)

第8条 試験の依頼に係る現品、材料又は資料は依頼者が試験依頼書に返還を求める旨を記載し、かつ、所長が返還を適当と認めたときを除き、返還しないものとする。

(使用料等の額及び納入方法)

第9条 使用料及び手数料の額は別表のとおりとし、使用者及び依頼者は設備の使用許可申請書又は試験依頼書を提出後、使用前又は試験前までに納付書又は現金で使用料等を納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。

2 所長は、前項の使用料及び手数料の額を、センターの見やすいところに表示しなければならない。

(適用除外)

第10条 設備の使用又は試験の依頼があった場合において、センターとの共同研究等公益性を有する場合は、この要領は適用しない。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、昭和63年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月3日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年10月17日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 第9条の別表の1 設備使用料は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る設備使用料については、なお従前の例による。
- 2 第9条の別表の2 試験手数料は、令和元年10月1日以後に行われる申込み又は請求に対する材質試験等について適用し、同日前に行われる申込み又は請求に対する材質試験等に係る試験手数料については、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。